

2016年度入試 A日程 商法

【出題趣旨】

本問は、株主の権利行使に関する利益供与の禁止についての会社法上の規定（会社120条）の理解を問うものである。

設問は、利益供与行為に関与したと考えられる取締役の会社に対する責任を問うものであるが、その前提として、総会屋である株主 P から本件不動産を市場価格よりも著しく高額で購入するという行為が、会社法 120 条 1 項にいう「財産上の利益の供与」に該当するかどうか、また当該財産提供行為（本問では本件不動産の購入）が、「会社の計算において」、「株主の権利の行使に関し」てなされたという要件を満たすかどうかを検討されなければならない。本問においては、甲会社の業績低迷による配当金額の減額が株主総会の長時間化をもたらす懸念があり、そのために株主総会を円滑に進める手段として P に対して、市場価格と売却価格との差額である 2000 万円が、甲会社の計算において提供されている。したがって、株主の権利の行使に関する利益の供与があったといえる。

その上で、上記の 3 つの要件（「会社の計算において」、「株主の権利の行使に関し」および「財産上の利益の供与」のそれぞれの要件）を満たすことが確認できれば、次に当該違法な利益供与行為を行った取締役等の会社に対する損害賠償責任（会社 120 条 4 項）を検討する必要がある。特に、本問においては、総会屋である株主 P に対して行われた利益供与行為が、甲会社取締役会の決議に基づいて行われていることから、実際に利益の提供を行った A を含む関係者（B および C）の会社に対する責任については、会社法施行規則 21 条を参照しなければならない。そして、A は本件不動産の P へ的高額売却行為について主導的な役割を果たしていることから、無過失責任を負うことになる（会社 120 条 4 項但書括弧書き）。他方で、B および C については、職務を行うにつき注意を怠らなかったことを証明できるかどうかについての検討を要する。

【講評】

本問が利益供与の禁止に関する問題であることは比較的多くの受験生により指摘されていたが、会社法 120 条 1 項の要件の検討が不十分であるものが多く、さらに、会社法施行規則にまで言及されたものは皆無であった。利益供与の禁止に関する論点は、比較的最近の最高裁判例（最判平成 18・4・10 民集 60 卷 4 号 1273 頁）においても取り扱われているため、重要であると考えられるが、受験生にとっては比較的手薄な箇所であったのかもしれない。これを契機に、上記判例をも参考にしつつ、違法な利益供与に関する会社法 120 条 1 項・4 項要件と効果の検討をして頂きたい。